

民活と各省連携による地籍整備の推進

都市再生の円滑な推進には、土地の境界、面積等の地籍を整備することが不可欠であることにかんがみ、以下のとおり、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。（5年で都市部の約5割を実施、10年で概成）

- 1．測量基準点の整備や、公図と現況の関係についての基礎的調査を可及的速やかに完了する。（概ね2年）
- 2．対象地域の現況に応じて、国土交通省や法務省が連携しつつ、既存の測量成果（図面）を活用した地籍調査素図の整備を行い、これをもとに正式な地図化を図るとともに、電子化、関係省庁での共有化を図る。
- 3．今後、法務局が境界の確定等に関与して地籍調査素図を迅速に正式な地図とするための法整備を行う。